

アメリカ合衆国における「無責任」な経営者の刑事責任

川崎友巳

- 一 はじめに
- 二 厳格責任の犯罪
- 三 「責任ある企業経営者」の法理
- 四 「故意の目隠し」の法理
- 五 むすび

一 はじめに

二〇〇六年一月に、東京地検特捜部による強制捜査で幕を開けた「ライブドア事件」は、社会的に大きな注目を集め、日本経済に大きな爪痕を残したが、刑法上もいくつかの重要な問題を提起した。その一つが、「無責任」な経営者の刑事責任のあり方である。

犯罪事実について、認識してこれを防止すべき立場にあったが、これを怠ったり、あるいは、あえて認識することを避けたりしていた経営者の刑事責任をどのように問うべきであろうか。周知のように、「ライブドア事件」の被告人の一人である当時の最高経営責任者は、公判において、「自分は何も知らなかった」と一貫して主張してきた。二〇〇七年三月に下された第一審判決は、この点について、状況証拠から、「知らなかったとは言えない」と判断したうえで、その刑事責任を認め、控訴審も、この判断を支持した。^① 本件自体については、なお係争中であり、そうした結論の是非については判決の確定を待たなければならないが、そこから、オーナー経営者のような強い立場の人物が、違法な行為をしてでも、利益を上げさせることを意図しつつ、具体的な指示を一切行わずに、「わかっているだろうな」などといううにとどまり、後の犯罪の実行は、他の者に委ねた場合、そうした経営者の刑事責任を問えなくて構わないのかという問題を読み取ることができる。おそらく、責任追及の社会的な要求は、そうした対応を容易には許さないのであろう。

従来、無責任な経営者の刑事責任としては、大規模火災や食品害・薬害に関する過失、つまり管理・監督過失の成否を中心に議論が展開されてきた。しかし、近時の経済事犯をふまえると、犯罪事実の認識が欠けた経営者に、他の実行行為者との共謀共同正犯として、故意犯の刑事責任を問わなくてよいのかを新たに検討する必要があるように思われる。こうした検討にあたって有益であるのが、アメリカ刑法との比較法的考察である。いうまでもなく、アメリカ合衆国

の刑法においても、主観的責任の原則は、「普遍的・永続的な原理」^③として認められている。したがって、被告人を有罪とするために、検察官は、被告人がメンズ・レアを有していたことを合理的な疑いを超えて立証しなければならぬ。犯罪事実についての認識のない者は刑事責任を問われることも、処罰されることもないのである。このため、アメリカ合衆国の経済犯罪をめぐる刑事裁判においても、メンズ・レアの存否が中心的な争点となることが少なくない。^④

しかし、これでは、わが国と同様、違法な活動を行っていた企業の経営者は、その事実を知らなければ、刑事責任を問われずすむという不都合な帰結を招くことになりかねない。そこで、アメリカ合衆国では、こうした不都合を解消するため、大別して二つの対応が図られてきた。一つは、立法による対応であり、他は、判例による対応である。その具体的な内容は、後で詳述するが、「経済犯罪大国」であるアメリカ合衆国は、その対策として、連邦レベルの刑法を中心にさまざまな手段を講じており、その一環として、「無責任」な経営者への刑事責任の問題についても、注目に値する対策を実践してきたのである。わが国における「無責任」な経営者の刑事責任の問題を検討するに当たって、こうしたアメリカ刑法の動きからは有益な示唆を受けることができるものと思われる。

そこで、以下では、こうした「無責任」な経営者の刑事責任の問題へのアメリカ刑法の対応を概観するとともに、こうした対応が押し進められてきた背景について若干の考察を加えたい。^⑤

二 厳格責任の犯罪

一 厳格責任の犯罪の意義

「無責任」な経営者の刑事責任という問題への立法による対応とは、厳格責任の犯罪 (strict liability offence) の制定

を意味する。周知のように、アメリカ合衆国では、古くから「公共福祉犯 (public welfare offence)」と呼ばれる行政犯の一種について、刑事規制による公共の利益の保護を優先し、主観的要素を犯罪成立要件としない厳格責任が認められてきた。公共福祉犯とは、社会倫理に違反する自然犯と異なり、健康、安全、衛生、環境など重要な公共の利益を保護するために、法律によって禁止された行為を指す。

こうした公共福祉犯については、公共の利益の保護という行政取締り目的の実効性を確保することが優先され、法定刑が比較的軽く設定されていることと相まって、行為者が犯罪事実を具体的に認識していない場合にも、違反行為が認められれば、刑事責任を問うことが認められてきたのである。このため、厳格責任の犯罪は、経営者の刑事責任を追究する際に、「犯罪事実を知らなかった」という主張を封殺する効果をもつことになる。

二 厳格責任の犯罪の妥当性

(1) 厳格責任の犯罪への批判 アメリカ合衆国においても、厳格責任の犯罪の存在が無批判に受け入れられてきたわけではない。厳格責任の犯罪の導入は、行政取締り目的を確実に実現するために、刑事法の領域にはなじまないはずの結果責任を問うことを意味する。このため、厳格責任に対しては、メンズ・レアをとまわずに惹起された社会に対する加害行為は、刑事制裁を科す根拠とはなりえないといった批判が古くから絶えず加えられてきた⁶⁾。また、メンズ・レアを伴わない違反行為を厳格責任の犯罪として取り締まれば、有益な商取引をも禁じることにつながり、「薬よりも毒になりうる」との指摘もなされてきた。

(2) 模範刑法典の対応 そうした批判を受け、厳格責任の犯罪が内包する問題の改善を試みたのが、一九六二年にアメリカ法律協会によって提唱された模範刑法典 (Model Penal Code) であった。模範刑法典は、厳格責任を「絶対

責任 (Absolute Liability)」と名付けたうえで、二・〇五条において、以下の規定をおいた。⁸⁾

第二・〇五条 違反行為 (Violation) および他の制定法によって規定された犯罪に責任要件 (Culpability Requirement) が適用されない場合：犯罪の等級を違反行為に引き下げたときの絶対責任の効果

(1) 第二・〇一条および第二・〇二条に定める責任要件は、次の犯罪には要求されない。

(a) 違反行為に該当する犯罪。ただし、責任要件を要求することが、当該犯罪の規定に盛り込まれている場合、または責任要件が要求されていると解することが、当該犯罪を規定する法律の効果的な執行にとって合致すると裁判所が判断する場合は、この限りでない。

(b) 本法以外の制定法が規定する犯罪で、当該犯罪または当該犯罪を構成する一定の重要なものについて、絶対責任を課す立法趣旨が明確に示されているもの。

(2) 現行法に異なる規定のある場合も、絶対責任については、次に定めるところによる。ただし、本法以後に制定された立法において特別の規定がおかれていたときは、この限りではない。

(a) 絶対責任が、本法以外の制定法が規定する犯罪を構成する一定の重要なものについて課せられており、絶対責任に基づいて有罪の認定がなされたとき、当該犯罪は、違反行為とする。

(b) 絶対責任が、本法以外の制定法が規定する犯罪を構成する一定の重要なものについて課せられている場合であっても、行為者が、責任要件を備えてその犯罪を行ったときは、この事実に基づいて起訴および立証を行うことができる。この場合、その責任要件としては、過失で足り、有罪を認定すべき犯罪の種類およびそれに基づいて言い渡すべき刑は、本法第一・〇四条および第六章の規定するところによる。

まず、模範刑法典の起草にあたって、アメリカ法律協会は、それまでに厳格責任の犯罪の問題点を指摘していた多数の見解を参照したうえで、「従来、厳格責任が課されてきたケースは、金銭的な制裁を加えることが認められれば足りるものであった⁹⁾」との結論に至った。そこで、模範刑法典二・〇五条は、メンズ・レアを要件としない厳格責任を維持する一方で、その対象を罰金刑しか科せない程度の軽度の不法行為である違反行為に限定したのである¹⁰⁾。

(3) USジプサム社ケース判決 他方、判例において、こうした厳格責任の犯罪に対する警鐘を鳴らしたのが、一九七八年のUSジプサム社ケース判決である¹¹⁾。本件は、建設資材の製造会社であるUSジプサム社が、同業他社と石膏ボードの価格に関する情報交換協定を結ぶなどしたことがカルテルの共同謀議に当たり、シャーマン法一条に違反するとして、同社を含む同業五社およびそれらの企業の役員が起訴されたという事案である。第一審のペンシルバニア西地区連邦地方裁判所および第二審の第三巡回区連邦控訴裁判所は、被告人らを有罪としたが、連邦最高裁判所は、第一審における陪審員への説示の中に、反トラスト法違反の罪の成立要件について、メンズ・レアを不要とした重大な誤りが認められ、その結果、陪審員の権限が侵害されたとして、被告人らの上告を受理し、有罪判決を破棄した。つまり、反トラスト法違反の罪を厳格責任の犯罪と解した原審までの判断を否定し、メンズ・レアを要件とすることを確認したのである。

こうした結論に至るまでに、連邦最高裁判所は、一般的に、メンズ・レアを成立要件としていない犯罪の存在は好ましくなく、連邦法上は、「少なくとも、コモン・ローを起源とする犯罪については、メンズ・レアという要件の存在が、解釈上推定されねばならない¹²⁾」と述べ、厳格責任の犯罪の安易な増加に歯止めをかける必要性を説いた。こうして、USジプサム社ケース判決は、社会的に許容され、かつ経済的に正当化されうる企業活動のグレーゾーンの行為と犯罪行為を区別することが困難であることを指摘し、「過度の犯罪化 (overcriminalization)」に警告を発したのである¹⁴⁾。

(4) 厳格責任の犯罪の現在　このように、模範刑法典は、厳格責任の犯罪の適用範囲を限定するように提唱し、厳格責任の犯罪の問題に真正面から取り組み、「大胆な攻撃を加えた」¹⁵との評価を受けた。また、USジブサム社ケースにおいて、連邦最高裁判所も、厳格責任の犯罪の安易な拡大に警鐘を鳴らし、そうした動きに歯止めをかけることを試みた。しかし、そうした立法および判例上の取組みは、きわめて限られた範囲でしか影響を及ぼさなかった。模範刑法典の提唱は、経済犯罪に対して厳格責任を定めた連邦刑法には取り入れられなかったし、連邦判例も、厳格責任の犯罪の存在自体は否定せず、そうした犯罪が定められた法律に対する違憲の申立てについては、一貫してこれを斥けてきたのである。¹⁶そこでは、法が公衆に対する重大な物理的損害を防止する手段として、特定の犯罪についてメンズ・レアを不要とする立法を制定するのは、議会の権限の範囲内であるという政策的な判断が主たる根拠とされてきた。¹⁷

実際には、USジブサム・ケース以降も、反トラスト法とメンズ・レアを要件とすることが制定法に明示されている公正労働基準法の領域を除けば、厳格責任の犯罪の適用を限定する流れは形成されていない。むしろ、その適用が増加傾向を示すだけでなく、法定刑が軽微とは言い難いものや自然犯としての性質を有するものまでが、厳格責任の犯罪と認められるなど、厳格責任の犯罪は存在感を増している領域すら認められる。¹⁹

三 厳格責任の犯罪の基準

ほとんどの制定法は、自らが定めている犯罪が、メンズ・レアを要件とする犯罪であるのか、要件としない厳格責任の犯罪であるのかを明示しているわけではなく、その判断は裁判所に委ねられている。では、判例は、いかなる基準によって厳格責任の犯罪であるか否かを見極めているのであろうか。かつて、一九六〇年のホルドリッジ・ケース判決²⁰において、第八巡回区連邦控訴裁判所は、①当該制定法上の犯罪が、コモン・ローに淵源をもつものではないこと、②メ

ンズ・レアを要件とすることによって、立法政策の効果が明らかに損なわれること、③制定法が、その違反を犯罪として定めている基準が、合理的であり、人々にその順守を期待することが適切であること、④刑罰が軽いこと、⑤その犯罪での有罪判決が深刻な不名誉とならないことの五つの要素が、厳格責任の犯罪ではないという推定を覆す根拠となりうると述べた。⁽²¹⁾

しかし、実際には、連邦判例は、個々の事案ごとに、これら五つの要素に合致するか否かを検討し、当該犯罪の性質を判断してきたわけではない。むしろ、「刑法上の厳格責任という概念を不用意かつでたためにもてあそんできた」といった評価さえ加えられている。その結果、これまでのところ、連邦裁判所が、いかなる場合に、厳格責任の犯罪と判断するのを見極めることはきわめて難しいというのが実情である。⁽²²⁾

三 「責任ある企業経営者」の法理

一 「責任ある企業経営者」の法理の意義

厳格責任は、メンズ・レアの存在を要求する刑法の基本原則に反するため、立法によって、そうした責任が認められるケースは、ある程度限定されてしまう。したがって、それ以外の犯罪について、判例は、これとは異なる法理によって、無責任な経営者の刑事責任について検討する必要があった。そうした検討のために、判例が採用した法理の一つが、「責任ある企業経営者 (responsible corporate officer)」の法理である。

「責任ある企業経営者の法理」とは、一般的には、認識を成立要件とする犯罪について、企業経営者が、犯罪事実に関する認識がなくても、「その認識をもつべきであった」と判断された場合には、その刑事責任を問うという考えを指す。

メンズ・レアを成立要件とする犯罪の成否が問題となる事案において、経営者自身は、違反行為に直接関与しておらず、その認識もないにもかかわらず、なお刑事責任が課せられる余地が残されるのである。

二 二つの連邦最高裁判決

(1) ドターウエイク・ケース 連邦最高裁判所が、「責任ある企業経営者」の法理について正面から取り上げる最初の機会になったのが、一九四三年のドターウエイク・ケース²⁴であった。本件の被告人は、製薬会社であるバッファロー製薬の社長兼総支配人であったが、同社が、法定基準に適合せず、不当表示がなされた薬品を他州に出荷していたため、バッファロー製薬とともに、品質が基準に達しない、または不当表示がなされた薬品の州際通商への導入または導入のための送付を禁じた連邦食品、薬品および化粧品法三〇三条違反の罪で起訴された。本件で問題となった薬品は、医師からの注文をバッファロー製薬が受け、卸売り製造業者から購入した薬品を梱包し直し、出荷したものであり、被告人自身は、企業活動の全般的な監督や医師から受けた注文に対応するための全般的な指示は行っていたものの、問題となった出荷自体には具体的に関与していなかった。

第一審のニューヨーク西地区連邦地方裁判所は、バッファロー製薬を無罪とする一方で、被告人については有罪を言い渡した²⁵。第二巡回区連邦控訴裁判所も、被告人のメンズ・レアを考慮することなく有罪を言い渡した。そして、被告人の上告を受けた連邦最高裁判所は、以下の二点の根拠に基づき、被告人を有罪とした原審の判断を支持した。①最高裁は、被告人が同法の下で有責となりうる「人 (person)」である²⁶。②被告人が、違法な活動を認識していたという証明が欠如していても、彼は有罪になりうる。このように「責任ある企業経営者」の法理を採用し、被告人の上告を棄却した根拠について、連邦最高裁は、行政取締りの実効性の確保のほか、被告人が本件違反行為について「責任を分担し

ていた」点を強調した。⁽²⁹⁾

(2) パーク・ケース その後、三〇年以上にわたって、「責任を分担していた」経営者に対して「責任ある企業経営者」の法理を適用するというドターウエイク・ケース判決の姿勢が下級審によって踏襲されていたが、連邦最高裁判所は、一九七五年のパーク・ケース判決⁽³¹⁾において、改めて、その姿勢を確認した。本件は、スーパーマーケット・チェーンのアクメ・マーケット社が、州外からメリーランド州に輸送した食品をネズミなどへの対策が不十分で、汚染の危険が認められる食品庫で保管したために、同社とともに同社CEOである被告人が、連邦食品、薬品および化粧品に関する法律三〇一条違反の罪で起訴されたというものであった。アクメ・マーケット社は有罪の答弁を行ったが、被告人は、以下の二点を主張し、無罪の答弁を行った。①同社の従業員は、被告人の全般的な監督下にあるが、衛生管理については被告人とは別の者に責任を割り当てていた。②同社は、本件に先立って、連邦食品医薬品局によるボルティモアの食品庫への立入検査の結果、衛生管理の改善の必要性について指導を受け、被告人もこれを把握していたが、法務担当副社長から、早急に調査し、適切な措置を講じる旨の報告を受けたため、被告人は、実際よりも、もっと建設的な対策が講じられているものと信じていた。

第一審のメリーランド連邦地方裁判所は、被告人に対して有罪を言い渡したが、被告人は、「たとえ自らが個人としては違反行為に荷担していなくても、当該業務において、権限と責任のある地位にあった」という判断に基づく有罪判決を認めた陪審員への説示に異議を唱え、控訴した。⁽³²⁾ これを受けた第二審の第四巡回区連邦控訴裁判所は、裁判所は、たとえば、「重大な過失」や「不注意」による何らかの「不正な行為」に被告人が関与していたことを認定するように、陪審員に要求すべきであったとして、パークの主張を支持し、原判決を破棄した。⁽³³⁾ これに対して、連邦最高裁判所は、企業活動の中で「責任を分担していた」者について厳格に責任を問うことを示したドターウエイク・ケース判決に従え

ば、議会の意図が明らかであれば、早期に違反行為を抑止するために、メンズ・レアを認定することなく、被告人を有罪とすることは許され、その際に要求されるのは、当該問題に対して被告人にこれを防止すべき責任があったという点の立証だけであると判示した。⁽³⁴⁾ このように連邦最高裁判所は、「責任ある企業経営者」の法理を採用したドターウェイク・ケース判決を踏襲することを明らかにし、判例の立場を確定したのである。⁽³⁵⁾

三 「責任ある企業経営者」の範囲

では、判例上、いかなる場合に、「責任ある企業経営者」とみなされるのであろうか。この点について、一つの基準を示したのが、二〇〇一年のジエームズ・ミン・ホン・ケース判決である。⁽³⁶⁾ 本件の被告人は、汚水処理施設を取得し、これを活用するアピオン社を設立したオーナーであった。同施設では、汚水浄化の最終段階で使用すべき設備を単独で利用し、十分に浄化されていない未処理の汚水を下水道に放出してしまった。被告人は、同社の設立当初から役員等の地位には就いていなかったが、会社の財務面を管理し、その他の経営面においても重要な役割を果たしていたとして、アピオン社とともに連邦水質汚濁防止法違反の罪で起訴された。第一審を担当したバージニア東地区連邦地方裁判所の合衆国治安判事は、責任ある企業経営者としての被告人の地位に基づき、被告人に有罪を言い渡した。

被告人は、バージニア東地区連邦地方裁判所に控訴したが、斥けられたことから、第四巡回区連邦控訴裁判所に上告した。上告にあたって、被告人は、①自らが、形式的に企業経営者として位置づけられていない、②被告人が、企業全体を十分に管理する力を働かせており、下水道への汚水の排出について責任を分担しているとするだけの十分な証拠が存在せず、「責任ある企業経営者」の適用要件の充足も立証されていないと主張した。第四巡回区連邦控訴裁判所は、これらの主張を斥け、原判決を支持した。ここでは、立証されるべきは、被告人が、形式的に企業経営者として位置づ

けられていることではなく、被告人と企業との関係が、違反を防止できなかった刑事責任を被告人に課すことを適切とするものであったことであるとされ、被告人が、実質的にアピオン社の経営を掌握していた以上、立証は十分になされていると述べられた。

このように「責任ある企業経営者」の法理は、社長や取締役だけでなく、経営権を有する実質的なオーナーにも適用される可能性がある。そこで重要なのは、形式的な地位ではなく、実質的に企業活動に関連して行われた違反行為について、これを防止するための責任を分担していたかどうかであるといえよう。⁽³⁷⁾

四 「責任ある企業経営者」の法理の現状と課題

当初、「責任ある企業経営者」の法理は、食品、薬品および化粧品に関する法律違反の罪に対する経営者の刑事責任を問うために発展したものであったが、今日では、連邦危険薬物法 (Federal Hazardous Substances Act)⁽³⁸⁾、シャーマン法 (Sherman Act)⁽³⁹⁾、一九三三年証券法 (Security Act of 1933)⁽⁴⁰⁾、一九七〇年経済安定化法 (Economic Stabilization Act of 1970)⁽⁴¹⁾、職業安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act)⁽⁴²⁾、水質汚濁防止法 (Water Pollution Control Act)⁽⁴³⁾などの領域へと拡大を見せている。⁽⁴⁵⁾そこからは、善意の消費者や一般市民の保護の必要性を重視する判例の姿勢を読み取ることができる。⁽⁴⁶⁾

このように、「責任ある企業経営者」の法理は、「違反行為を防止すべき立場にある者は、これを怠ったために、防ぐことができなかつた犯罪に対して、刑事責任を問われうる」⁽⁴⁷⁾ことを明確にし、今日、判例における有効な経済犯罪対策の一つとして重要な位置を占めるに至っている。ただし、この法理は、経営者の刑事責任を厳しく問うことに慎重な立場からも、積極的な立場からも、批判が加えられてきた。すなわち、前者の批判は、「責任ある企業経営者」の法理は、

メンズ・レアを不要とする点で、刑事責任を基礎づける法理とはなり得ないと説く⁴⁸。そこでは、刑事責任を基礎づけるために、少なくとも過失の存在が要求されるべきと考えられるのである。他方、後者の批判は、「責任ある企業経営者」の法理は、厳格責任に近い効果を生み出してはいるが、やはり厳格責任そのものではなく、その効果に限界があると指摘する。つまり、ドターウエイク・ケースでは、被告企業の規模が大きくなかったために、またパーク・ケースでは、被告企業の規模が大きかったものの、経営者が違法状態を認識していたという特殊事情のために、いずれも経営者自身が違反行為を直接防止するため手だてを講じるべきであったと判断されたが、「責任ある企業経営者」の法理をもってしても、大規模企業における違反行為について、直接関与していない経営者の刑事責任を問うことまではできないのである⁴⁹。その意味で、今日の経済犯罪の中で最も深刻であり、適切な対応が望まれている「大規模企業による違法行為」について、適正な刑事責任を問うための仕組みは、なお構築されておらず、今後の課題として残されているといえよう。

四 「故意の目隠し」の法理

一 「故意の目隠し」の法理の意義

「無責任」な経営者の刑事責任を問うために、判例が用いているもう一つの法理が、「故意の目隠し (willful blindness)」の法理である。この法理には、「故意の目隠し」のほか、「計画的な不知 (deliberate ignorance)」「意識的な認識回避 (conscious avoidance)」「意図的な認識回避 (purposeful avoidance)」「故意の不知 (willful ignorance)」「計画的な認識回避 (willful avoidance)」など、さまざまな呼称が付され、その内容も、裁判所ごとに、あるいは同一の裁判所内でも判決によって、さまざまに捉えられてきたが、一般的には、意図的に犯罪事実の認識を回

避していた場合、具体的な犯罪事実の認識がなくとも、認識を成立要件とする犯罪についての刑事責任を問いうるとする法理と解することができる。具体的には、①被告人が、主観的に犯罪事実の存在する可能性が極めて高いことに気付いていたこと、②被告人は、意図的に、犯罪事実の認識の回避を図っていたことの二点が立証されれば、判例上、認識を成立要件とする犯罪の成立が肯定されることになる。⁽⁵²⁾つまり、被告人が意図的に犯罪事実から目を背けていたことが合理的な疑いを超えて証明されれば、被告人が犯罪事実の認識を有していたと推定されるのである。⁽⁵³⁾「故意の目隠し」の法理は、特別の意図を成立要件とする犯罪の成否を検討するにあたっても適用される。⁽⁵⁴⁾

こうした法理の起源は古く、一九世紀のイギリスにまで遡ることができる。⁽⁵⁵⁾アメリカ合衆国でも、一九世紀末には、連邦最高裁判所によって採用された。⁽⁵⁶⁾

「故意の目隠し」の法理の根拠として、しばしば、次に記した模範刑法典二・〇二条(7)項が引用される。⁽⁵⁷⁾

二・〇二条 一般的な責任要件

- (7) 高度の蓋然性の認識。特定の事実の存在についての認識が犯罪の成立要件であるとき、そうした事実の存在に関する高度の蓋然性を認識していた者は、実際に存在しないと信じていた場合を除いて、事実の認識があったものとする。

本規定は、事実の存在について認識がない場合にまで処罰範囲を拡張する一方で、事実の存在について高度の蓋然性の認識を要求することで、単なる過失行為による処罰から被告人を守り、「故意の目隠しの法理」の適用範囲を制限している。⁽⁵⁸⁾本条の規定に対しては、「高度の蓋然性」の意義が不明確である点などに批判も加えられてきたが、「故意の目

隠し」の法理の存在を根本から否定する動きには結びつかなかった。ここでは、悪事を働きながら、抗弁に備えて、意図的に犯罪事実から目を背けておくことは、故意による悪事と同等の最も重い責任レベルにあたるという認識が前提とされている。⁽⁶⁾

二 判例における「故意の目隠し」の法理

(1) ジュウエル・ケース判決 判例において、「故意の目隠し」の法理が採用された代表的な事例として、一九七六年のジュウエル・ケース⁽⁷⁾があげられる。本件は、被告人が、報酬を得て他人の自家用車を運転し、合衆国に入国したところ、車内から規制薬物法八四一条(a)項(1)号⁽⁸⁾において、「認識をもつて、または故意による所持」が禁止された規制薬物が発見されたとして、規制薬物所持罪で起訴されたというものであった。被告人は、第一審のカリフォルニア南地区連邦地方裁判所において有罪を言い渡されたが、隠されていた薬物を認識していなかったと主張して控訴した。これを受けた第九巡回区連邦控訴裁判所は、「同罪の成立要件である認識には、積極的な認識と同時に、意識的な不知が含まれる」と述べ、「故意による目隠し」の法理を採用して、被告人のメンズ・レアの存在を肯定した原判決を維持し、控訴を斥けた。

(2) ハイランド・ケース判決 ジュウエル・ケース判決などを通して、判例上、確立されていた「故意の目隠し」の法理が、企業経営者に対して適用された代表的な裁判例として、一九九〇年のハイランド・ケース判決⁽⁹⁾がある。本件の被告人は、商標未登録のビタミン剤の製造・販売を業とする製薬会社であったカーター・グラゴ・ラボラトリー社の経営者であったが、食品、薬品および化粧品に関する法律三三一条に違反し、食品薬品局によって認可されていない薬品を州際通商においたとして、同罪のほか、郵便詐欺および通信詐欺の共同謀議罪で、同社とともに起訴された。第

一番のミズリー東地区連邦地方裁判所は、被告人らを有罪としたが、被告人は、罪となる事実について認識していなかったなどと主張し、控訴した。これを受けた第八巡回区連邦控訴裁判所は、別の点を理由に原判決を破棄したが、認識については、「故意の目隠し」の法理の採用を認める説示を陪審員に対して行つた原審の判断を支持するのに十分な証拠が被告人側に認められると述べた。

(3) 「故意の目隠し」の法理と陪審員への説示　ハイランド・ケース判決もそうであったが、「故意の目隠し」の法理は、「意図的に犯罪事実から目を背けた」という事実から、被告人の犯罪事実の認識の存在を推定しようという状況証拠に関する説示として用いられる。⁽⁶⁴⁾ このため実際の裁判では、そうした説示が適切であったか否かという形で争われることが多い。こうした「故意の目隠し」の法理に関する説示では、陪審員に対して、「特定の事実に関する認識を回避すること自体が、犯罪を『認識していた』という要件を充たす十分に罪の意識のある認識によって動機づけられていたことを状況的に証明しうるものである」といった説明がされる。⁽⁶⁵⁾ このような説示によって、しばしば「成立要件として要求される精神状態には、実質的には制定法に背きながら、そこに定められた制裁を回避するために計算尽くでなされる努力を包含する必要がある」⁽⁶⁶⁾ ことが強調される。

しかし、こうした説示では、軽率に犯罪事実を認識しなかったすべての者が、「認識」という成立要件を有していたことになり、犯罪の成立にメンズ・レアを要求する意義が失われてしまう。「故意の目隠し」の法理に基づいて起訴された被告人が刑事責任を問われるべきなのは、「現実逃避したダチョウ (ostrich)」よりも「狡猾な狐 (fox)」⁽⁶⁷⁾、つまり、事実の知らないままであることを選択し、そのため有しておくべき積極的な認識を欠如していたことを抗弁として申し立てることができる者のはずである。⁽⁶⁸⁾ このため、判例の中には、「故意の目隠し」の法理が認められる要件として、被告人が、自らの刑事責任を免れるための抗弁として用いるために、犯罪事実の認識を回避したことの立証を要求するも

のも少なからず見られる。

三 「故意の目隠し」の法理の現状と課題

アメリカ合衆国では、意図的に犯罪事実から目を背ける経営者らに対して、なお厳しくその刑事責任を問う「故意の目隠し」の法理は、「無責任」な経営者の刑事責任を問うための効果的な武器と解されてきた。⁶⁹しかし、こうした法理は、メンズ・レアを犯罪成立要件とする近代刑法の原則に反しており、その濫用には警戒が必要になることは間違いない。学説上、主観的な要素であるべき認識が、「何を認識すべきであったか」という客観的な基準によって判断されるべきではないとの批判が幾度となく加えられてきたし、判例においても「被告人は、もっと注意を払うべきであった」という事後的な評価や「被告人は自らの行為が違法であることを知っておくべきであった」という過失に基づいて有罪を言い渡すことができるを受け取られるおそれがあることから、陪審員に対して、「故意の目隠し」の法理に関する説示を行うことには慎重でなければならぬとの指摘が加えられてきた。⁷⁰こうした慎重さがなければ、「故意の目隠し」の法理に関する説示は、被告人に無罪の立証責任を負わせる危険をもたらしかねないとの危惧が示されているのである。⁷²ここで、「故意の目隠し」の法理が保証するのは、被告人が認識の欠如を主張し、検察官が、被告人が意図的に犯罪事実から目を背けていたという推定を補強するための積極的な証拠を提示した場合だけに限るなど、多くの裁判所が、「故意の目隠し」に関する説示は限定的に用いられるべきとの考え方を示している。⁷¹

しかし、実際には、「故意の目隠し」に関する説示は、経済犯罪を含む多種多様な事案に対する多数の刑事裁判において用いられ、その大半は控訴審においても是認されてきた。⁷³

五 必ず

これまでアメリカ合衆国の刑事司法は、経済犯罪に対する個人と企業の刑事責任を適切に問うために、さまざまな工夫を試みてきた。そうした試みの中で問われる「無責任」な経営者の刑事責任は、行為責任というよりも、高い地位に伴う責任（ノーブレス・オブリージュ）に近いと評価することができよう。では、なぜアメリカ合衆国では、メンズ・レアの原則というアメリカ刑法の基本原理に反する性質のものを取り込んでまで、「無責任」な経営者の刑事責任を問うてきたのであろうか。

その主たる根拠としては、消費者や市民の生命・身体・安全など公共の利益を守ることがあげられている。つまり、今日、企業による活動は、人々にさまざまなメリットとともに、看過できないデメリットもたらすリスクを内包している。しかし、そうしたリスクを取り除くため、企業の活動を過度に制限しては、経済の衰退を招くおそれがある。そこで、ある程度のリスクを内包した企業活動を認めながら、そうしたリスクが現実のものとなった際には、その刑事責任を厳しく問い、以後、同種の被害を惹き起こさないよう他の企業に警告するとともに、リスクを内包する企業活動を認めることへの社会の理解を得ることが意図されている。そして、その意図を実現するためには、刑事責任を企業と個人の両方に問わなければ十分な効果は発揮されないと考えられているのである。¹⁶⁾

もちろん、こうしたアメリカ合衆国の姿勢は、法体系を異にするわが国にそのまま受け入れることはできない。¹⁷⁾しかし、リスクを内包した企業活動を認めつつ、実害には刑事法上も責任を問うていかなければならないという状況は、わが国にも共通するといえよう。したがって、アメリカ刑法の取り組みからは、多くの示唆を得ることができる。ところが、企業の刑事責任に比べ、経営者ら個人の刑事責任をめぐるアメリカ合衆国の動きについて、わが国で関心が払われ

る機会はほとんどなかった。今後は、アメリカ経済刑法の重要な論点として、経営者の刑事責任をめぐる動きをフォローしていく必要がある。

- (1) 東京地判平成一九年三月一六日判時二〇〇二号三一頁。
- (2) 東京高判平成二〇年七月二五日判例集未登載。
- (3) *Morissette v. United States*, 342 U.S. 246, 250 (1952).
- (4) *JULIE R. OSULLIVAN, FEDERAL WHITE COLLAR CRIME 100* (2001).
- (5) アメリカ合衆国の企業犯罪に対する経営者の刑事責任について論じた邦語文献として、板倉宏・西山雅晴「アメリカ合衆国における法人組織および個人の責任について」日本法学四九巻三号（一九八四）一九頁以下、ハリーン・ファースト（林幹人訳）「アメリカにおける企業犯罪」林幹人『現代の経済犯罪』（弘文堂、一九八九）二二九頁以下。
- (6) たとはは、厳格責任の犯罪の問題点を指摘した古典的重要文献として、Alfred Gausewitz, *Criminal Law-Reclassification of Certain Offenses as Civil Instead of Criminal*, 12 WISCONSIN L. REV. 365 (1937); Francis B. Sayre, *Public Welfare Offences*, 33 COLUM. L. REV. 55 (1933); Rollin Perkins, *The Civil Offense*, 100 U. PENN. L. REV. 833 (1952); Richard A. Wasserstrom, *Strict Liability in the Criminal Law*, 12 STAN. L. REV. 731 (1960); Sanford H. Kadish, *Some Observations on the Use of Criminal Sanctions in Enforcing Economic Regulations*, 30 U. CHICAGO L. REV. 423 (1963); see also JEROME HALI, GENERAL PRINCIPLES OF CRIMINAL LAW 342-51 (2d ed. 1960). 注た、厳格責任の犯罪に対する批判を整理した文献として、Mark Keenan, *Strict Liability*, in ENCYCLOPEDIA OF CRIME AND JUSTICE 1512, 1514-18 (Sanford H. Kadish ed., 1983); Nancy Frank, *Choosing between Criminal and Civil Sanctions for Corporate Wrongs*, in *Corporate as Criminal* 85, 90-92 (Ellen Hochstedler ed., 1984); JOSHUA DRESSLER, UNDERSTANDING CRIMINAL LAW, § 10.03 [B] (4th ed. 2006).
- (7) Shurt P. Green, *The Concept of White Collar Crime in Law and Legal Theory*, 8 BUFF. CRM. L. REV. 1, 33 (2004);
- (8) 本規定の試訳に当たっては、アメリカ法律協会（藤木英雄訳）『アメリカ法律協会模範刑法典（法務省刑事局、一九六二）——刑事基本法改正資料8号』（一九六四）二四頁以下を参照した。
- (9) AMERICAN LAW INSTITUTE, MODEL PENAL CODE: TENTATIVE DRAFT No. 4 at 140 (1955).
- (10) Model Penal Code, § 2.05.

- (11) *United States v. United States Gypsum Co.*, 438 U.S. 422 (1978).
- (12) 438 U.S. at 436-437, *see also* *United States v. Brown*, 151 F. 3d 476, 486-87 (6th Cir. 1998).
- (13) 438 U.S. at 441.
- (14) J. KELLY STRADER, UNDERSTANDING WHITE COLLAR CRIME 9 (2d ed., 2006).
- (15) Sanford H. Kadish, Fifty Years of Criminal Law: An Opinionated Review, 87 CAL. L. REV. 943, 954 (1999).
- (16) *Cf. Commonwealth v. Raymond*, 97 Mass. 567 (1867); *People v. Kibler*, 106 N.Y. 322 (1887), *see also*, 342 U.S. 246.
- (17) Richard G. Singer, *The Resurgence of Mens Rea. — The Rise and Fall of Strict Liability*, 30 B. C. L. REV. 337, 389 (1989).
- (18) 29 USCS § 216 (2008).
- (19) Laurie L. Levenson, *Good Faith Defenses: Reshaping Strict Liability Crimes*, 78 CORNELL L. REV. 401, 413-15 (1993).
- (20) *Holdridge v. United States*, 282 F. 2d 302, 310 (8th Cir. 1960).
- (21) DRESSLER, *supra* note 6, at § 11.01 [B].
- (22) John Shepard Wiley, Jr., *Not Guilty by Reason of Blamelessness: Culpability in Federal Criminal Interpretation*, 85 VA. L. REV. 1021, 1161 (1999).
- (23) DRESSLER, *supra* note 6, at § 11.01 [B].
- (24) *United States v. Dotterweich*, 320 U.S. 277 (1943).
- (25) 同法は、「品質が基準に達しない、または不当表示がなされたあらゆる薬品の州際通商への導入または導入のための送付」を禁じていた。さらに、同法は、本法の規定に違反した者は、「何人も」軽罪で有罪となると定めていた (*Id.* at 278, *citing* 21 U.S.C. §§ 301, 333)。
- (26) *Id.* at 281.
- (27) *Id.* at 282.
- (28) *Id.* at 280-81.
- (29) *Id.* at 284. たゞ本判決には、四人の判事によって、そうした厳格責任は、適切でないとの反対意見が付された。そこでは、明確な制定法上の権限が欠如した中で、被告人が関与しておらず、個人的に認識していない行為に基づき刑事責任を判断するとすれば、その刑法の確立された基準に矛盾すると指摘された (*Id.* at 286)。

- (30) Kathleen F. Bracey, *Criminal Liability of Corporate Officers for Strict Liability Offenses-Another View*, 35 VAND. L. REV. 1337, 1357 (1982).
- (31) United States v. Park, 421 U.S. 658 (1975).
- (32) *Id.* at 666.
- (33) *Id.* at 667.
- (34) 本判決に於いても、三人の判事が、少なぐとも、検察側によつて、被告人が相当の注意を尽くしていなかつたことが立証されるように要求すべきであると述べ、この判決に反対した (*Id.* at 678-79)。
- (35) ただし、本判決では、被告人が、違反行為を防止または矯正する権限をもつていなかったことを立証した場合に、刑事責任を回避しうる余地に言及されたことから (*Id.* at 673)、『兩判決を軌を一にするものと判じることには異論を挟み込む余地も認められる (See Norman Abrams, *Criminal Liability of Corporate Officers for Strict Liability Offenses-A Comment on Dotterweich and Park*, 28 UCLA L. REV. 463, 467-70 (1981))』。
- (36) 242 F.3d 528 (4th. Cir. 2001).
- (37) STRADER, *supra* note 14, at 30.
- (38) See, e.g., United Shapfro, 491 F.2d 335 (6th Cir. 1974); United States v. HB. Gregory Co., 502 F.2d 700 (7th Cir. 1974), *cert. denied*, 422 U.S. 1007 (1975); Lelles v. United States, 241 F.2d 21 (9th Cir.), *cert. denied*, 353 U.S. 974 (1957); United States v. H. Wool & Sons, 215 F.2d 95 (2d Cir. 1954); Golden Grain Macaroni Co. v. United States, 209 F.2d 166 (9th Cir. 1953); United States v. Kaadt, 171 F.2d 600 (7th Cir. 1948); United States v. Diamond State Poultry Co., 125 F. Supp. 617 (D. Del. 1954).
- (39) United States v. Klehman, 397 F.2d 406 (7th Cir. 1968).
- (40) United States v. Wise, 370 U.S. 405 (1962). ただし、前述したように、シヤーマン法に於いては、メンス・レアを要件とすることを明言したシブサム・ケースがある (438 U.S. 422 (1978))。
- (41) United States v. Rachal, 473 F.2d 1338 (5th Cir.), *cert. denied*, 412 U.S. 927 (1973).
- (42) United States v. Gulf Oil Corp., 408 F. Supp. 450 (W.D.Pa. 1975).
- (43) United States v. Pinkston-Hollar, Inc., 4 O.S.H. Cas. (BNA) 1697 (D. Kan. 1976).
- (44) United States v. Frezzo Bros., 602 F.2d 1123 (3d ed. 1979), *cert. denied*, 444 U.S. 1074 (1980).

- (45) Kathleen F. Bricey, *Corporate Criminal Liability: A Primer for Corporate Counsel*, 40 Bus. Lawyer 129, 142 (1984). ただし、その中で、環境法の領域においては、一部の判決においては、この法理は異なる用いられ方がなれ、混乱を招くことと (Cynthia Finn, *The Responsible Corporate Officer: Criminal Liability, and Mens Rea: Limitations on the RCO Doctrine*, 46 AM. U. L. REV. 543, 562 (1996)). たゞ、この「ケナードとワトソン・オイル社ケース判決において、第一巡回区連邦控訴裁判所は、たゞ企業経営者が、問題となる企業活動に対する責任を分担していたとしても、制定法が要求するメンス・レアを有していない限り、刑事責任を問うことはできない」として、陪審員への説示において、メンス・レアを認定するように要求してはなかつた原審の有罪判決を破棄し、被告人に無罪を言い渡した (United States v. MacDonald & Watson Oil Co., 933 F.2d 35, 55 (1st Cir. 1991))。こうした「籍になる企業経営者」の法理をめぐる新しい動きの背景として、比較的軽かつた環境法違反の罪に対する量刑が、高額の罰金刑や拘禁刑へと重罰化される傾向がみられることが指摘される (Brenda S. Hustis & John Y. Gotanda, *The Responsible Corporate Officer: Designated Felon or Legal Fiction?*, 25 LOY. U. CHI. L. J. 169, 196 (1994))。
- このように、環境法違反の罪における「責任ある企業経営者」の法理がメンス・レアを成立要件として必要とするその他の連邦裁判例として、*Staples v. United States*, 114 S. Ct. 1733 (1994); *United States v. X-Citement Video Inc.*, 115 S. Ct. 464 (1994). などで示した方向性を支持する見解として、Barry M. Hartman & Charles A. De Monaco, *The Present Use of the Responsible Corporate Officer Doctrine in the Criminal Enforcement of Environmental Laws*, 23 ENVTL. L. REP. 10,145, 10152 (1993); Richard G. Singer, *The Myth of the Doctrine of the Responsible Corporate Officer*, 6 TOX. L. REP. 1378, 1378 (1992); Richard G. Singer, *The "Responsible Corporate Officer" Doctrine in Environmental Cases*, 6 TOX. L. REP. 1405, 1405 (1992); Geoffrey M. Dugan, *Liabilities of Corporate Individuals for Environmental Claims under CERCLA: The Current State of the Law and Strategies for Coping*, 23 ENVTL. L. REP. 10,074, 10,078 (1993).
- (46) Barbara DiTata, *Proof of Knowledge under RCRA and Use of the Responsible Corporate Officer Doctrine*, 7 FORDHAM ENVTL. L. J. 795, 807 (1996).
- (47) WILLIAM E. KNEPPER & DAN A. BAILEY, *LIABILITY OF CORPORATE OFFICER AND DIRECTORS* 255 (6th ed. 1998).
- (48) Brent Fisse, *The Duality of Corporate and Individual Criminal Liability*, in CORPORATION AS CRIMINALS 69, 80-82 (1984).
- (49) Abrams, *supra* note 35, at 476-77.
- (50) Jonathan L. Marcus, *Model Penal Code Section 2.02 (7) and Willful Blindness*, 102 YALE L. J. 2231, 2231 n.1 (1993).
- (51) たゞ、この「故意の目隠し」は、「認識」をめぐり、「無謀」の成否の問題を説くものであり、Ira P. Robbins, *The Ostrich Instruction:*

- Deliberate Ignorance as a Criminal Mens Rea*, 81 *CRIM. L. & CRIMINOLOGY* 191, 195 (1990); *see also* O'SULLIVAN, *supra* note 4, at 100.
- (52) *United States v. Lara-Velasquez*, 919 F. 2d 946, 951 (5th Cir. 1990).
- (53) *United States v. Alvarado*, 838 F. 2d 311, 314 (9th Cir.), *cert. denied*, 487 U.S. 1222 (1988); *see also* EDWARD J. DEWITT et al., *FEDERAL JURY PRACTICE AND INSTRUCTIONS* § 17.09 (4th ed. 1992); *id.* at 100-101.
- (54) *United States v. Gabriel*, 125 F. 3d 89, 98 (2d Cir. 1998); *see also* *United States v. Beech-Nut Nutrition Corp.*, 871 F. 2d 1181, 1195 (2d Cir. 1989).
- (55) *Bosley v. Davies*, 1 Q.B. 84 (1875); *Redgate v. Haynes*, 1 Q.B. 89 (1876).
- (56) *Spurr v. United State*, 174 U. S. 728 (1899).
- (57) 本規定の註記に於て「ち」が「アメリカ法律協會(藤木英雄記)・前掲注(8)一一一頁を参照した。」
- (58) WAYNE R. LAFAVE & AUSTIN W. SCOTT, *SUBSTANTIVE CRIMINAL LAW VOL.1*, § 3.5 (b).
- (59) *Kenneth W. Simons, Good or Bad Ideas? Should the Model Penal Code's Mens Rea Provisions Be Amended?*, OHIO ST. J. CRIM. L. 179, 187-88 (2003).
- (60) *David Luban, Contrived Ignorance*, 87 *Geo. L. J.* 957, 968-69 (1999).
- (61) *United States v. Jewell*, 532 F. 2d 697, 700 (9th Cir.), *cert. denied*, 426 U.S. 951 (1976).
- (62) 21 U. S. C. S. § 841 (a) (1) (2008).
- (63) *United States v. Hland*, 909 F. 2d 1114, 1130 (8th Cir. 1990).
- (64) 919 F. 2d at 951.
- (65) 939 F. 2d at 1409.
- (66) 532 F. 2d at 704.
- (67) *Luban, supra* note 60 at 969.
- (68) *United States v. Restrepo-Granada*, 575 F. 2d 524, 528 (5th Cir. 1978).
- (69) *Abbe David Lowell & Kathryn C. Arnold, Corporate Crime after 2000: A New Law Enforcement Challenge or Déjà Vu?*, AM. CRIM. L. REV. 219, 230-233 (2003).
- (70) M. Wasik & M. P. Thompson, "Turning a Blind Eye" as Constituting Mens Rea, 32 *N.H.L.Q.* 328, 342 (1981); Frans J. von Kanel, *Willful*

Blindness: A Permissible Substitute for Actual Knowledge under the Money Laundering Control Act, 71 WASH. L. Q. 1189, 1199 (1993).

(71) United States v. Mancuso, 42 F. 3d 836 (4th Cir. 1994); see also United States v. Sanchez-Roles, 927 F. 2d 1070 (9th Cir. 1991).

(72) United State v. de Francisco-Lopez, 939 F. 2d 1405, 1411 (10th Cir. 1991).

(73) See United States v. Gabriele, 63 F. 3d 61, 66 (1st Cir. 1995); United States v. Mancuso, 42 F. 3d 836 (4th Cir. 1994); 939 F. 2d at 1411; 919 F. 2d at 951; 909 F. 2d at 1130.

(74) United States v. Ruhe, 191 F. 3d 376, 385 (4th Cir. 1999); 939 F. 2d at 1409; United States v. Lara-Velasquez, 919 F. 2d 946, 951 (5th Cir. 1990).

(75) O'SULLIVAN, *supra* note 4, at 101.

(76) United States v. Cargo Service Stations, Inc., 657 F. 2d 676, 685 (1981). アメリカ合衆国では、むしろ経営者ら個人こそ刑事責任を問うべきとの主張が有力に唱えられた (Eliizer Lederman, *Criminal Law, Perpetrator and Corporation: Rethinking a Complex Triangle*, 76 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 285, 325 (1985); Donald R. Cresssey, *The Poverty of Theory in Corporate Crime Research*, in 1 ADVANCES IN CRIMINOLOGICAL THEORY 31, 36 (William S. Laufer & Freda Adler eds., 1989).)。

(77) わが国の「無責任」な経営者への刑事責任への対応について考察したものととして、川崎友巳「経済犯罪に対する個人の責任・企業の責任」刑法雑誌四七巻二号(二〇〇八)一〇九頁以下。